

委員質問・意見等

第 109 回定例会 (7 月 4 日) 受付分

● 東京電力 に対する質問

津波堆積物調査に関する質問

津波堆積物の調査は堆積物が残留しやすい場所を対象とすると理解する。例えば海に近い湖の底（新潟の場合は佐渡の加茂湖のような場所）等。しかるに、東電が実施した調査地点は、地形や地史から、およそ堆積物があり得ない場所や、河川の蛇行部等を選定しており、何のための調査か全く理解できない。また堆積物標高は津波高さを示さないはずなのに、東電は堆積物標高を津波高さと認定しているようである。

公開された説明資料の P. 13 の野積地点の幹線道路西側（海側）の調査地点は、昭和初期（大河津分水通水前）までは海の中であった。こうした場所（Nd-1、Nd-2、Nd-4）は、津波堆積物調査地点として理解できない。この地点を調査対象としたのは、初歩的誤りであり、公的機関が行なえば、明らかに不当・違法の公金支出となる。

Q1：Nd. 3 が見当たらない（Nd. 1~Nd. 6 の表示の内 Nd. 3 がない）Nd. 3 の位置はどこか。

Q2：東電は、福島原発震災の加害企業であり、実質破産状態となり、巨額の税金が注入された。こうした企業は、不正・不当・違法な行為は禁止されるはず。少なくともこの 3 点の調査費は、公的資金で支出すべきでないとする。調査は その目的に「地域の皆さまにより一層のご安心をいただけるよう」（P. 1）とあるが、アリバイ造りでしかなく、不信の拡大となる。3 点に要した費用はいくらか。不当・違法な支出でないのか。

Q3：調査結果の概要として P. 6 に「確認されている歴史津波の最大高さ（発電所周辺で 2～3 m、佐渡島で 4～5 m）と大きくは異ならない」としている。津波堆積物の堆積標高を津波高さとして認定している。この判断は明らかに誤りである。P. 25 に水面と堆積物の説明図があるが、堆積物は津波発生時の地表面を示し、津波高さ＝水面とは異なるが、東電は堆積標高＝津波高さとしている。

Q4：以上、東電の調査は誤りであるとするが、こうした調査が公然となされ、宣伝される体制の改善（誤りを認めないならその理由、誤りなら責任の所在（どうした部署のどうした人物が誤ったのか））を聞きたい。

● 新潟県 に対する質問

上記、津波堆積物の東電説明をどのように処理したのか。今後、どのように処理するのか。

第 109 回定例会後（7 月 9 日）受付分

● 東京電力 に対する質問

福島原子力事故調査報告書に関して

- ・ 福島原子力事故調査委員会の構成メンバーをお聞きしたい。
- ・ 事故調査検証委員のお名前と専門をお聞きしたい。
- ・ 2012年6月13日の朝日新聞の記事に

“東電、06年に大津波想定 福島第1 対策とらず事故防げず”

の見出しで、津波の高さに関し2つのことが書いてありました。

- ① 2006年、東京電力が巨大津波に襲われた際の被害想定や対策費を見積もっていた（朝日新聞が入手した東電の内部資料でわかった）。20メートルの津波から施設を守るには防潮壁建設に80億円などと試算していた。
- ② 2008年、福島第1原発で最大15.7メートルに達すると試算した。

調査報告書の30ページ 11. 事故の原因と対策（1）の根本原因には「津波の高さの想定についてはその時々で最新知見を踏まえ評価し、その都度対策を施す努力をしてきたが、・・・」となっていますが、6ページの津波への備えでは06年、08年の欄がありません。

東電自身が出された試算に対し、備え・対策をなさらなかったのは何故ですか。